

18消安第1794号
平成18年6月6日

関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局長

農林水産省農林水産技術会議事務局長

「農林水産大臣がその第二種使用等をする者の行う事業を所管する遺伝子組換え生物等の第二種使用等に係る拡散防止措置の確認の申請について」の一部改正について

遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の一部を改正する省令（平成16年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第1号）の一部改正に伴い、「農林水産大臣がその第二種使用等をする者の行う事業を所管する遺伝子組換え生物等の第二種使用等に係る拡散防止措置の確認の申請について」（平成16年10月20日付け16消安第5284号消費・安全局長、農林水産省農林水産技術会議事務局長通知）の一部を別紙のとおり改正したので、御了知の上、貴管下関係者に対し周知方よろしく申し上げます。

(別紙)

「農林水産大臣がその第二種使用等をする者の行う事業を所管する遺伝子組換え生物等の第二種使用等に係る拡散防止措置の確認の申請について」
(平成16年10月20日付け16消安第5284号消費・安全局長、農林水産技術会議事務局長通知)一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>農林水産大臣がその第二種使用等をする者の行う事業を所管する遺伝子組換え生物等の第二種使用等に係る拡散防止措置の確認の申請について</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 申請書等の内容に関する事項</p> <p>1 施設・設備に関する事項</p> <p>(1) 二種省令第7条に規定する様式第1、<u>様式第2及び様式第3</u>(以下「様式」という。)において、それぞれ様式第1の備考の20、<u>様式第2の備考の19及び様式第3の備考の23</u>に定める「<u>設備の仕様</u>」には、<u>耐用年数を含めるものとする。</u></p> <p>(2) 様式の「その他」欄には、それぞれ様式第1の備考の22の(3)、<u>様式第2の備考の20の(3)及び様式第3の備考の25の(3)</u>に定める「<u>事業者における管理体制</u>」として、次に掲げる事項を記載することとする。</p> <p>~ (略)</p> <p>2 事故時等緊急時における対処方法に関する事項</p> <p>様式の「その他」欄には、<u>様式第1の備考の22の(2)、様式第2の備考の20の(2)及び様式第3の備考の25の(2)</u>に定める「<u>事故時等緊急時における対処方法</u>」として、法第15条に規定する応急の措置に係る次に掲げる事項を記載することとする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>第4・第5 (略)</p> <p>別記様式 (略)</p>	<p>農林水産大臣がその第二種使用等をする者の行う事業を所管する遺伝子組換え生物等の第二種使用等に係る拡散防止措置の確認の申請について</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 申請書等の内容に関する事項</p> <p>1 施設・設備に関する事項</p> <p>(1) 二種省令第7条に規定する様式第1 <u>及び様式第2</u>(以下「様式」という。)の「<u>構造</u>」欄には、それぞれ様式第1の備考の20 <u>及び様式第2の備考の19</u>に定める<u>もののほか、設備の耐用年数を記載することとする。</u></p> <p>(2) 様式の「その他」欄には、それぞれ様式第1の備考の22の(3) <u>及び様式第2の備考の20の(3)</u>に定める「<u>事業者における管理体制</u>」として、次に掲げる事項を記載することとする。</p> <p>~ (略)</p> <p>2 事故時等緊急時における対処方法に関する事項</p> <p>様式の「その他」欄には、<u>様式第1の備考の22の(2)及び様式第2の備考の20の(2)</u>に定める「<u>事故時等緊急時における対処方法</u>」として、法第15条に規定する応急の措置に係る次に掲げる事項を記載することとする。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>第4・第5 (略)</p> <p>別記様式 (略)</p>